

ひゅうが暮らしづくりリフォーム支援事業 手引きの補足【QA】

No.	補助事業の区分	リフォームの区分／対象項目	質問	回答
1	全ての補助事業の区分において共通		提出書類の補助対象住宅の所有者が確認できる書類（危険ブロック塀等除却の場合を除く）とは	所有者が確認できる書類の提出は、登記事項証明書*1、固定資産課税台帳（土地家屋名寄帳）*2または固定資産税納税通知書の写しで、所有者が確認できるものによってもできます。（*1,*2 写しの提出でも可）
2	全ての補助事業の区分において共通		提出書類の補助対象住宅の建築時期が確認できる書類（危険ブロック塀等除却の場合を除く）とは	建築時期が確認できる書類の提出は、登記事項証明書*1、固定資産課税台帳（土地家屋名寄帳）*2、固定資産税納税通知書の写し、確認済証（申請書共）の写しまたは建築計画概要書の写しで、建築時期が確認できるものによってもできます。（*1,*2 写しの提出でも可）
3	全ての補助事業の区分において共通		提出書類のうち、証明書等の交付場所について	提出書類のうち、証明書等については次の場所で入手可能です。（特記なしは日向市。写しの提出でも可） 登記事項証明書：法務局（延岡支局等） 固定資産課税台帳：市民課 住民票：市民課 日向市税の完納証明書：市民課 建築計画概要書の写し：建築住宅課
4	省エネ等リフォーム	省エネ等リフォームにおいて共通	事務所や店舗等の用途を兼ねる併用住宅の場合に、補助対象となる範囲は	居住の用に供する部分の改修を補助対象とします。（ただし、木質化改修の外構の塀の工事の場合はこれに限らないものとします。）
5	省エネ等リフォーム	省エネ等リフォームにおいて共通	住宅の所有者等が住宅設備等を購入し、その取付のみを請負業者に依頼する工事は対象になりますか	施主支給や材工分離工事は、本事業の対象になりません。本事業は、設備等の費用を含めて請負契約によるものが対象です。なお、設備等については新品を対象とします（キッチンの対面化改修に係るコンロ（IHクッキングヒーターを含む）で要件を満たすものを除く）。
6	省エネ等リフォーム	省エネ等リフォームにおいて共通	リフォーム工事により従前より性能が下がる場合も対象になりますか	本事業は、住宅の省エネ性能や断熱性能等の向上を目的としているため、原則、部分的であってもこれらの性能が損なわれる工事は対象となりません。
7	省エネ等リフォーム	省エネルギー化改修／開口部の断熱改修	外皮以外の部分（外気に面しない間仕切壁）の窓やガラス、ドアを交換する場合も対象になりますか	外皮以外の窓やガラス、ドアの改修は対象外です。
8	省エネ等リフォーム	省エネルギー化改修／開口部の断熱改修	新たに開口部を設置する場合も対象になりますか	設置する窓（ドア）が、要件を満たす場合は対象となります。
9	省エネ等リフォーム	省エネルギー化改修／外壁、屋根・天井、又は床の断熱改修	一部増築や減築に伴い新たに施工する外皮部分（外壁、屋根・天井、又は床）も対象になりますか	要件を満たす場合は対象となります。

No.	補助事業の区分	リフォームの区分／対象項目	質問	回答
10	省エネ等リフォーム	省エネルギー化改修／エコ住宅設備の設置	高断熱浴槽の設置がユニットバス工事の一部となる場合の補助対象経費の算定について	高断熱浴槽の設置がユニットバス工事の一部となる場合は、ユニットバス工事に関する費用を補助対象経費とすることができます(上限あり)。この場合には、ユニットバス工事によるバリアフリー改修(段差解消、出入口幅の拡張、手すりの設置)は、補助の対象にはなりません。
11	省エネ等リフォーム	省エネルギー化改修／エコ住宅設備の設置 子育て対応改修	既にある設備とは別に、新たに住宅設備を増設する場合、対象になりますか	住宅設備を増設する場合も、要件を満たす場合は対象となります。ただし、キッチンの対面化改修については改修前のキッチンが存在しない場合や、改修前のキッチンを撤去しない場合は対象になりません(二世帯住宅への改築等で既存キッチンとは別に新たに対面キッチンを設置する場合を除く)。
12	省エネ等リフォーム	バリアフリー改修	出入口の幅を拡張する工事で、工事前の幅が900mmであるものを、工事後の有効幅750mmにする場合、廊下幅等の拡張の対象になりますか	拡張工事ではないため、対象になりません。なお、工事前の幅が750mmあったものを工事後の有効幅900mmに拡張するものは対象になります。
13	省エネ等リフォーム	バリアフリー改修	増築して新設される廊下や出入口について、段差解消や廊下幅の拡張の対象になりますか	バリアフリーの段差解消は、既存の段差が解消される必要があります。また、廊下幅等の拡張においては既存の出入口等よりも拡張される必要があります。このため、解消すべき幅や段差が存在しない新設工事については対象になりません。
14	省エネ等リフォーム	バリアフリー改修	浴室のバリアフリー化(段差解消、出入口幅の拡張、手すりの設置)が、ユニットバス工事の一部となる場合の補助対象経費の算定について	段差解消、出入口幅の拡張、手すりの設置について、その目的を果たす部分について費用が算出できる場合に、その部分について対象となります。部分の費用の算出についてやむを得ない場合には、メーカーの標準金額を基に材料費や施工費等を按分する方法によることもできるものとします。標準金額によることもできない場合や、不明がある場合には、問い合わせ先へ相談してください。 ただし、ユニットバス工事による高断熱浴槽の設置(省エネルギー化改修)を補助対象として申請する場合(No.10参照)は、当該浴室のバリアフリー化は補助の対象にはなりません。